

当組合に加入されている DV・虐待等被害者の方へ

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組み（オンライン資格確認）により、DV 等の被害を受けている方のマイナンバーカードを加害者やその関係者（以下、加害者等）が所持している場合や、加害者等をマイナポータルに設定している場合、又は医療機関等に加害者等が従事している場合などにおいては、加害者等にご自身の情報を閲覧される可能性があります。

加害者等からの情報の閲覧を制限するためには、医師国保組合に届出が必要です。

届出を受けましたら、当組合で「自己情報提供不可フラグ」及び「不開示該当フラグ」の設定を行うことで情報の閲覧を制限します。「自己情報提供不可フラグ」を設定した場合は、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができなくなります。

「自己情報提供不可フラグ」とは

加害者等からの情報の閲覧を防ぐことを目的として設定するもので、加害者等のもとにマイナンバーカードを置いてきた場合等に、マイナンバーカードを再交付するまでの間設定します。

「自己情報提供不可フラグ」を設定した場合、病院や薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用することができなくなります。（マイナンバーカードを健康保険証として利用するための初回登録もできません。）また、マイナポータルでご自身の健康保険証情報や診療・薬剤・医療費・健診情報等が確認できなくなります。

「不開示該当フラグ」とは

DV 等の被害を受けている方が避難した際に、完全に DV 等の被害を逃れるまでの間に設定するもので、不開示該当フラグを設定した場合、マイナポータルで行政機関の間で行われた情報照会・情報提供の履歴である「やりとり履歴」が確認できなくなります。

また、病院や薬局がオンライン資格確認をした場合、住所と郵便番号が表示されません。

マイナンバーカードを持っている方へ

ご自身のマイナンバーカードにおいて加害者を代理人に設定している場合、加害者にご自身の情報を閲覧される可能性があります。マイナンバーカードの所持者にかかわらず、マイナポータルより代理人の解除を行う必要があります。

解除方法の詳細はマイナポータル内の「[代理人を解除する](#)」をご確認ください。

・マイナンバーカードを取得し避難元に置いてきてしまった場合は、ご自身で国の個人番号コールセンター（0570-783-578）に連絡し、マイナンバーカードの利用停止を行う必要があります。

上記閲覧制限等が不要となった場合

- ・当組合へ閲覧制限が不要になったことを届け出てください。
- ・ご不明な点等については下記までお問い合わせください。